

第10回定時代議員総会

青税10周年盛大に

横浜へ 全国から同志集う



全国青年税理士連盟十周年記念横浜大会は、七月十六日、十七日の両日、神奈川県横浜市にて盛大に挙行された。

十六日は産業貿易センターにおいて分科会によるシンポジウムが開催され、「税理士の社会的地位向上のために」を共通テーマにて活発な討論が行なわれた。続いて県民ホールに移り、夕方六時より懇親会（前夜祭）が催され、新しく発足した単位青税の紹介、歴代会長のあいさつ、歌あり、そして全国各地の会員との交流……ロマンチックなヨコハマの夜を楽しみ、なごやかに過ごした。

翌日は県民ホールにて、シンポジウムの総括報告、第十回定時代議員総会が開催された。

来賓に各党国会議員をはじめ業界の代表、友好団体を迎え、祝電も次々と寄せられてきた。

そして議事も積極的な質疑の中で順調に進行し小林繁夫君以下新役員が誕生し、新たな決意を固めることが出来た。

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
 第1シルバールビル5F501号
 電話 03(354)4162

会 長 小林 繁 夫
 編 集 人
 広報部長 石 亀 邦 俊



大会概報

第一号議案 昭和五十一年度事業報告に関する件

執行部より、「公益法人等税務指導と法改正に関する要望書を日税連に提出」の件、日税連幹部との懇談会開催の件、「日本公認会計士政治連盟、第一税理士協議会の日税連の税理士法改正要望書・批判」について、反論を行なった件、新たに仙台、埼玉、千葉、岡山に青税組織が誕生した件、次回の大会開催地が鹿児島に決定した件等々について報告された。



ご苦労でした
湖東会長

第二号議案 昭和五十一年度収支決算書・貸借対照表並びに財産目録承認の件

収支決算の状況と財産状態について、佐藤経理部長より詳述された。

第三号議案 昭和五十一年度会計監査報告の件

会計監事より、適正にして正確であった旨の報告があった。

第四号議案 昭和五十二年事業計画承認の件

昨年になり、計画の具体化は新執行部の各部担当者にゆだねる方針に基づき次の基本大綱のみ提案された。



ガンバレ新役員

し、行動しよう。

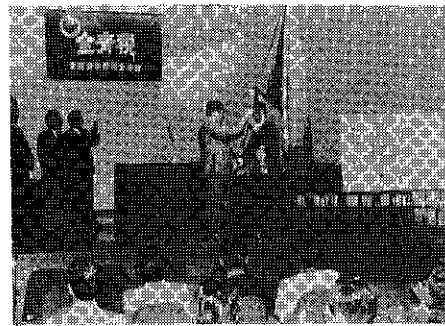
二、会社法全面改正に対処
三、税制の民主化を阻害する一般消費税(付加価値税・大規模売上税等々)に積極的に対処

四、小企業対策は税理士会の自主性のものを

五、税理士制度をめぐる二つの訴訟に支援を

六、全国各地域に単位青税を組織し、来年は鹿児島で大会を成功させよう!

第五号議案 昭和五十二年度収支予算案承認の件
総額約一千二百万円の予算案が佐藤経理部長より提案された。



全青税旗
横浜から鹿児島へ

以上の議案に対し活発な質疑応答後、満場一致で原案どおり可決された。

第六号議案 役員改選の件
小林繁夫新会長が推薦され、新執行部が誕生し、決意を新たにしました。

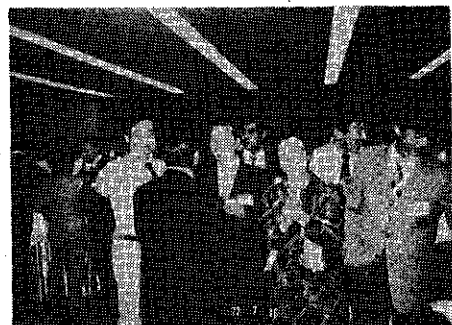
第七号議案 大会宣言採択の件
別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第十回定期代議員総会は、議案すべてどこおりにく審議を終了した。

× × ×
総会の前日は、分科会によるシンポジウムが開催され、夕刻より懇親会(前夜祭)が行なわれムードあるヨコハマの夜を満喫した。



仙台青税クラブ

うまい!
十年の酒・横浜の酒



岡山青税クラブ

主張

十周年記念横浜大会終る!

満十周年を迎えて全国青年税理士連盟は、去る七月十六日、十七日の両日にかけて、分科会によるシンポジウム、定時代議員総会とそれぞれ盛大に開催された。

分科会によるシンポジウムにおいては「税理士の社会的地位向上のために」を共通テーマとし、(1)「租税制度への提言」(2)「事務所経営と税理士業務への提言」(3)「税理士制度への提言」のテーマで発表があり討論が行なわれた。とくに「事務所経営と税理士業務への提言」の中で①税理士事務所法人化について、②職業保険制度導入について、③税理士報酬制度について、④広告禁止について⑤兼業禁止についてそれぞれユニークな提言があり、会員の関心を大きく高めた。

この十周年記念横浜大会が盛會裡に終了することが出来たのも会員の多大な協力と地元の新神奈川青年税理士クラブのご労苦のおかげであることをお伝えしておきたい。

税理士法改正問題に積極的に対処!

先の定時総会においても報告されたとおり、この一年間をふり返ってみると、我々の活動の中心は「税理士法改正問題」であった。一つには、日税連が会員に周知徹底を図ることなく、独断にて制定した「公益団体等に対する派遣規則」を改正税理士法の中に盛り込もうとする動きがあった事について、いち早く、この問題を真直に取消すことを要望したことである。

二つには、日税連の幹部と税理士法改正の問題を中心に懇談を行ない、具体的に現在進めている法改正の進捗状況について質問をし我々青税連の考えを述べたことである。しかし、その懇談の中で得たものは、法改正について明るい見通しはみられず、むしろ「基本要綱」を大幅に後退していることが明らかとなった。その事は最近の「税理士界」の機関紙の言質からもその一端を窺うことができている。

最後の一つは、第一税理士協議会等が発表した、「日税連の税理士法改正要望書・批判」に対して我々はこの「要望書・批判」は我がが税理士会に対する重大な挑戦である事を指摘し、このまま放置する事が出来ないかと判断し、あえてこの「要望書・批判」に対して反論を行ない、小冊子を發表した。このように、この一年間の一連の動きからみて、日税連の進めている法改正の道は決して樂觀でできる状況ではなく、むしろ厳しい状況が待っているような感じさえ持たれるのである。

最近の「法改正の動向」

最近の「税理士界」の七一一号の中の自民党財政部会メンバーと日税連・税政連幹部との間で行なわれた六月十六日の会談内容によると、「税理士法改正法の成案を得た場合、これが国会への早期提出を図るため税制調査会ないし政務調査会の審議を省略できるのではないかと……」について山下元利自民党財政部会長の力強い同感が得られた……と伝えられている。

それは、税理士法改悪阻止のための運動を展開する場合も出てくるであろう。このように、税理士法改正運動は極めて重要な時期に入ったと思われる。全国青税連としては、従来より「基本要綱」を堅持し「基本要綱」の柱であるところの「税理士が納税者の権利を擁護すること」「税理士の代理権の明確化」「税理士会の自主権の確立」等が実現される改正を主張してきた。今後も引き続き「基本要綱」の堅持を訴え、「基本要綱」の一層の理解を深め、税理士界の将来を考え、より一層の団結を前進していくことを決意しなければならぬ。



決意表明する新役員

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第10回定時代議員総会の名において次の通り宣言する。

一、税理士の社会的地位の向上を目指し、納税者の権益を擁護する税理士法改正運動の先頭に立とう。

二、国民大衆と中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税の導入を阻止しよう。

三、中小企業の切捨てにつながる会社法改正に断固反対しよう。

以上の目的を達成するためわれわれ全国青年税理士連盟の組織を拡大、強化しよう。

昭和五十二年七月十七日

全国青年税理士連盟
十周年記念横浜大会

二年間会員の協力に感謝

昭和五十年七月の奈良大会において荻野弘康前会長から引き継ぎ二年間全国青税連の会長の大役をお引き受けして来た。

私が会長に就任してはじめて申し上げたのは「税理士のブラックリスト事件」であった。国税局が税理士及弁護士のみならず特定の者を名指してこれをリストアップし、各税務署においてこれらの税理士や弁護士の申告をチェックせよというもので、「税務行政真昼の暗黒」といってもよい恐るべき事件であった。

全国青税連に課せられた「税理士制度の発展強化」(規約第二条)の立場からこのような問題は放置できないところであり、日税連に対し、早速申し入れを行ったのである。

社会的地位向上は

法改正だけに頼るな

私は税理士制度の発展強化という言葉は抽象的に繰り返すだけでは何もしないかと考え、まず税理士の社会的地位の向上に直接つながる諸問題をとりあげた。税理士の社会的地位が向上するか否かという点に一つの照準を合わせて判断をして来たつもりである。例えば

ヨーロッパ諸国における税務行政の実態を視察しこれを我国に報告し会員の知識とするために第三次ヨーロッパ税制視察団を派遣し、その報告書を頒布した。

また、西ドイツから元連邦税理士会々長のラインホルトクレッカー先生を招へいし、先生の講演会を各地で開催した。

税理士制度の発展、税理士の社会的地位の向上は法制度と切っても切れないが、しかし一人税理士法の改正さえ行われればそれが実現するということでは無い。現に西ドイツのように我々からみて理想的な法をもっているわけ

はあるが、それでもなお不漸に自からの制度の向上のためにたかたかっている様子がクレッカー先生の報告にあった。

この姿こそ我々が学ばねばならない最も重要なものではなからうか。

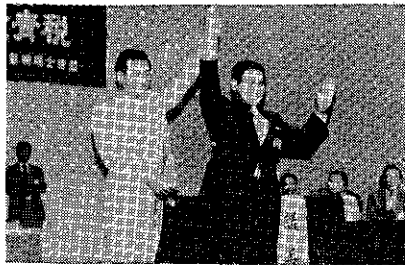
—10周年土台に—

飛 躍 へ

(前会長) 湖東 京至

点から面へ集ることが 社会的地位向上に!

私は次に全国青税連の組織拡大について提案をした。今まで全国各地に散在しておられた個人会員を県毎、或は市毎に単位青税



小林新会長へバトンタッチ

いただき、現在十六都府県に単位青税が存在している。しかし勿論未だ全体の数からみると決して多くない。集めることは、それ自体自由職業人にとって大いに必要である。何の目的がなくともよいからまず、十人で集ってみよう。そのなかから、必ず何か共通の話題が生まれてこよう。仕事上の出来事や、家族のこと

として組織していくということである。勿論この作業は荻野前

会長から引き継いだものであるが、私はとくに点→面へ全国少くとも各県に一青税を目標に活動を展開した。この二年間に会員の御協力をいただき、金沢、仙台、埼玉、千葉、岡山と単位青税が誕生し、滋賀青税も大青税に加入して

に少ない。「青税精神」の発揚で引きつづき困難にぶち当たる。「青税精神」というわかったようなわからないような言葉が生まれた。私は特別、精神主義的な側面からこの言葉を用いたのではなく、青税の伝統のなから生まれてきたひとつの共通意識と考えている。例えば各地で開かれる年次大会に、その開催地の諸兄の並々ならぬ努力がある。参加される会員もそれを知っている。そしてお互い「よくやった! よくやった!」と肩をたたき合う。これが、青税精神なのであって、まさに損得なし裏切られることのない若者らしい友情の結晶、それが青税の伝統なのである。

こうしたミニクラブ、ミニサークルを作り集まることこそ、税理士の社会的地位を向上させるといってもよい。自由職業人だから勝手気ままに人と交わりたくないという人がいたとするなら、残念乍ら、その人は真の自由職業人の意義を理解せず自らの職業を放棄してしまっているに等しい。私の経験からして、こういう変りものは

今後税理士法をめぐり一層複雑な状況がわが業界を訪れることであらう。どのような困難にぶつかっても、青税精神の発揚によってますます青税が強くなっていくよう、小林新執行部を中心に大いに頑張っていたきたい。全国の会員諸兄! 私に寄せて下さった友情を小林繁夫新会長にも引きつづきお寄せ下さい。重ねて衷心よりお礼とお願いをして退任の挨拶といたします。

法改正運動を重視

組織を拡大し鹿児島へ

会 長
小林 繁夫

法対活動の強化

去る七月十七日の十周年記念横浜大会において、伝統ある全青税の会長に選任され、その責任の重大さを、改めて痛感している次第です。

我々執行部は、早速総会において承認された昭和五十二年度の事業計画大綱にそって、事業計画の具体化とその推進に着手しましたが、一連の事業活動を進めていく中で、目下日税連が進めつつある税理士法改正運動の方向と内容の不透明さを、先ず指摘しなければなりません。

そこで、我々は、去る七月二十八日に山本義雄日税連会長に対し税理士法改正運動に関する懇談会の開催を申入れた。

日税連の唯一の広報紙「税理士界」は、昨今連続して、現日税連執行部による法改正運動なるものを特集し、現執行部の功績と、法改正実現近しとの報道を繰返して

はいるものの、その具体的な内容となると、「使命」、「権利義務」、「自主権」、「特許廃止」等々に關して、何れも全く不透明のままにしている為である。

若しも、先般来我々が指摘してきたように、小規模納税者対策との關連において、改正税理士法の中に、税理士の派遣制度なるものが盛り込まれるようなことにでもなれば、我々の事務所は、納税者の権利を擁護するどころか、大規模な官制税理士事務所を成立を合法化し、強いては、中小零細企業に對する課税の強化を許すことにならざるであらう。

会社法第二次改正の動きについては、すでに我々は、日税連に對して、①大小会社の区分に反對、②連結決算制度の商法導入に反對、③企業の社会的責任に關する規制は別途特別法によるべしと主張してきたが、その後法務省は、各界の意見を参考にした審議の結果として、今回の「株式制度に關する

改正試案」を公表し、改めて各界に對し意見を求めている。我々としては、前述の立場に立つて、定着している現行株式制度が改正されるねらいを見失うことなかつた確に對処していききたい。

的確・迅速な広報活動

前述の如く、税理士法改正運動は、予断を許さない重要な段階にあり、この動きを迅速に全国の會員各位に正確にお伝えしたい。

さらに、会社法第二次改正の危険な方向、附加価値税の一般消費税への変形実施の可能性、小企業納税者対策、税理士不当解任阻止裁判及び違憲訴訟の二大訴訟についても、公報発行回数を増加するなどして、迅速、正確にお伝えしたい。

単位青税の結成促進

我々は、税理士であることには変わりなくとも、北は北海道から、南は沖縄と離れ、夫々の地域事情に差があり、仲々意見交換の機会に恵まれません、日々の業務に押し流されているのが実状ではないだろうか。

しかし、我々の明日、納税者を守る税理士制度の確立は、我々において誰がやるだろうか。

日常業務、研究・親睦活動とともに明日の税理士制度の問題にも思いをいたし、身近かな仲間で大いに語り合つてほしい。仕事も、レジャーも、制度も、気楽に論じ合える単位青税の組織作りを積極的に推進したい。各地の會員の特別のご支援をお願いします。

日税連の民主化

我々は、連盟の目的として、第一に税理士制度の発展強化をかかげている。

しかし、現行税理士法は、一局一会を原則として、日税連の設立を義務づけ、大蔵大臣の厳しい監督下におかれている。

一般會員の直接参加の不可能な日税連の定期総会は、会長選挙を含め僅か二十分足らずで、質疑を省略して、専ら、十四単位の会長の多数決によって、どんな形式的に運ばれるのみである。制度問題も、我々の身分に關する問題も、その例外ではなく、我々の選ぶ会長の判断一つで次々に処理されてしまふというのが実状である。

我々が会長選挙を避けて通れない重要問題として認識する理由もここにあり。つまり、税理士及び税理士会の将来は、すべて日税連の会長選挙で決まるといっても過言ではない。

このような考えは、除々に全国に浸透しつつあり、多くの単位会が直接選挙に訴え、民主化の傾向は着実に前進しつつあるが、今後一層會員の自覚が望まれる。

青税會員として

先輩の築いた地盤の上にただ安閑としていたならば、将来後輩から、我々の無責任さを責められるようなことになりはしないだろうか。未知なるものに対する興味と冒険心は我々に与えられた唯一の宝である。

明日のよりよい税理士制度の確立を目指し、税理士会の良識・良心として、伝統に恥じないよう全青税存在の主旨を貫きたい。

鹿児島大会へ結集しよう

今後一カ年間の全青税の事業活動の成果は、鹿児島大会においてその締めくくりをつけよう。

また単位青税や各部会の旅行をかね、さらには家族旅行を含め、是非全国の會員が親しく語り合う思い出の場として、青税ならではの実現しない新企画を盛り込み是非成功させたい。

會員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

新 役 員 名 簿

() 内は所属単位の頭文字
(個) は個人会員

▼ 副部長				▼ 研究部長				▼ 経理部長				▼ 総務部長				副会長		会長															
小	山	光	司(大)	下	平	肥	部	千	亀	西	堀	小	佐	部	島	石	木	坂	川	土	松	佐	吉	石	小	林	繁						
雅	春	實	(鹿)	田	清	藤	部	賀	田	田	正	林	藤	博	上	井	口	田	川	田	野	武	裕	穰	夫	夫	繁	夫					
▼ 部長				▼ 部長				▼ 部長				▼ 部長				副会長		会長															
奈	藤	官	井	塚	荻	小	涌	細	德	尾	石	部	福	牛	大	土	田	井	宮	佐	松	寺	大	橋	谷	市	田	花					
良	原	沢	上	本	野	沢	井	谷	重	崎	龜	部	井	鳥	熊	屋	村	上	村	藤	岡	田	森	口	山	川	村	村					
慶	克	紀	悦	孝	弘	岳	敏	雄	寬	一	邦	部	国	昭	勇	敏	俊	文	文	大	辰	克	憲	英	紘	光	泰	重					
吉	己	洋	治	一	康	彦	雄	雄	之	郎	俊	部	雄	三	司	昭	文	文	藏	人	己	治	彦	昇	一	夫	雄	利					
▼ 副部長				▼ 部長				▼ 部長				▼ 部長				副会長		会長															
松	吉	五	小	中	田	菅	土	長	三	菊	岩	鈴	小	久	大	安	佐	村	星	池	高	安	立	部	山	与	大						
木	田	十	田	野	尾	林	沼	屋	浦	池	本	木	西	保	西	藤	藤	野	野	田	桑	藤	石	部	城	田	瀧						
義	忠	嵐	川	利	浩	重	夫	五	勇	二	志	夫	敏	秀	孝	盛	命	司	喜	稀	安	嘉	澄	部	泰	光	新						
文	義	稔	繁	夫	兵	夫	夫	五	勇	二	志	夫	敏	秀	孝	盛	命	司	喜	稀	安	嘉	澄	部	泰	光	新						
▼ 付加価値税対策委員会				▼ 部長				▼ 部長				▼ 部長				副会長		会長															
加	南	田	湖	高	益	林	粕	江	後	赤	加	西	真	佐	高	牧	稻	杉	西	西	伊	策	緒	川	伊	小	宮	後					
藤	谷	田	東	橋	子	谷	垣	成	藤	堀	賀	山	鍋	藤	橋	野	葉	田	村	公	川	策	方	真	達	泉	本	藤					
義	慎	田	京	正	良	伸	幸	浩	卓	博	正	賢	誠	三	静	良	恭	公	義	進	信	郎	史	一	照	初	隆	允					
幸	一	敬	至	美	一	三	男	司	雄	宣	雄	次	一	郎	雄	三	治	等	義	進	幸	郎	郎	男	夫	男	司	良					

全国青税連へ加入しよう

全国青税連は、2200名をこえる会員を擁しており、次のような目的を掲げ活動を行なっております。

1. 税理士制度の発展強化
2. 会員相互の研修及び親睦
3. 会員相互の連絡、提携及び資料交換

本連盟は、青年の気があり、青年らしさがあれば年齢を問わず、すべて会員資格があるとされています。ただし、役員はつとめて若い人をお願いしており、現在では40才までの人達を中心となって執行部を構成し運営されています。また各地域に単年青税が組織されています。

【第一分科会】

租税制度への提言

加藤 優 (名古屋)

- (1) 租税機能を中心として討議提案
- (2) 財政機能
- (3) 景気調整機能
- (4) 社会的配分の是正機能

※改革への視点は、現代における福祉追求のアプローチであり、その前提は国家による公権力行使に対し、国民の権利保障を護るための租税制度の確立。

一、財政機能への提言

税調資料「中期税制はどうなるか」を中心として討議

A 所得課税への提言

意見 (1) 具体的設定として六万円強の課税最低限(独身)で最低生活費を保障しうるかどうか。

(2) 経済の二重構造は賃金の二重構造と一体であるが(五一年民間企業給与実体調査では、十億以上資本金会社の平均給与280万円と個人企業180万円との二重性)、税制において検討すべきでないか。

(3) 給与所得控除の頭打ち制度の廃止とともに最近の減税の考え方は、中産階級に比重をおいた所得減税である。もっと資産所得、勤労所得の点検によるきめ細かな課税方式を検討すべきでないか(具

体的には、頭打ち制度と所得控除を税額控除へ移行することの検討)

(4) 高成長型税制から安定成長型税制への移行はイロージョンなき総合課税方式の切り換えでないか

提言 I イロージョンなき総合課税方式の採用(利子配当の総合課税)。

II 資産所得、勤労所得の再点検によるきめ細かい課税方式の採用

III 給与所得の確定申告制度の採用の検討。

IV 所得控除制度から税額控除制度移行への採用。

B 法人課税への提言

意見 (1) 四三年七月長期答申から一貫して、法人税は法人が独自に負担する税であるという独立課税主体説の方向で検討されてきたが、作年の中間報告では後退の感がある。

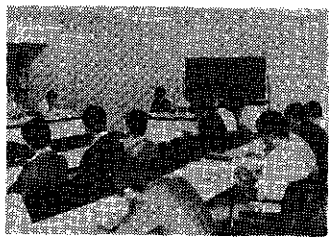
(2) 税制の一大転換として今こそ独立課税されるべきでないか。

提言、I 法人独立課税の採用による高成長型税制からの転換を行うべし。

II この場合日本の企業構造と企業実態の観点から多段階階級率を採用すべし。

C 新税検討メモへの提言

意見 (1) 新税は単に税源論の問題だけで提案されている。現在問題になってくる租税制度論議とは、日本の税制の根幹をどう見直し制度の欠陥を解消するかの問題である。従って新税検討の前に所得課税、法人課税の再点検による



高成長型税制(大企業優遇税制)企業内部留保充実税制が高所得者優遇税制となる制

度的仕組み)から安定成長型税制への転換が行われるべきであり、増税論は現行税制の枠内で行われるべし。

(2) 前述論議にも基づくが富裕税の検討はその意味で行われるべし

提言 I 現行税制の枠内で税制の転換を行うべし。その意味で新税の検討は不要。

II 高成長型税制の転換として富裕税は採用を検討すべし。

二、社会的配分の機能への提言

租税特別措置法に議論が集中。

(1) 租税法の中に例外はあまり設けるべきでない。時の経過が不公平感を増大させ、また廃止が困難に従って税制の一大転換として措置法による優遇税制は廃止されるべきである。

(2) 措置法の原則論として政策的必要性、政策的効果は認めるべきである。従って措置法論議は個々別々の対象によって論議されなければならぬ。例えば、土地重課の問題でも、土地重課は不公平税制だから廃止せよなどという意見が出される危険がある。

(3) 不公平税制の論議は一面感情論が多い。それは税制の政策的目的を達成する意義を無視しているといわれるが、感情論で言っているのではなく税制の転換を求めているのである。具体的には総合課税の把握の制度化である。

(4) 公平論だけで効率論を無視すると逆に福祉の後退になることもありうる。例えば社保診療課税の廃止が国民医療に大きな影響があり、国民の医療負担に大きな犠牲を強いることがある。

(5) 社保診療で非難されている直接の原因は、新聞紙上でワーストテンに上っていることだ。これは

税務署の調査方法に問題があるのであって、72%の前に行政の欠陥を問題にすべきでないか。

(6) 具体的措置法の廃止とは、利子配当所得の総合課税であり、隠れた補助金の明確化である。

提言 I 租税特別措置法は実質的補助又は助成金でありこれを国の歳出として一般歳出と併せ予算及び決算の国会審議を経ることを要件とするにより政策的効果と合理的抑制に努めるべし。

II 高成長税制の転換として再度のあらい直しを行うべし。

以上が分科会の討議の内容とそこから出された提言であります。最後に総論として提案されたのは、今回の増税論議は単に財政欠陥↓増税↓間接税II一般消費税導入という短絡的論理を非難する。戦後日本の税制の転換には大企業優遇税制II高所得者優遇税制の改革というプロセスを着実に踏むことが国民合意の大前提であることを強調したい。このプロセス一つ踏まずして単に国家権力的に転換しようとするこの道程の中に日本の税制改革のもっとも欠陥とされる原因がある。その意味で税調は公開されるべきことと公聴会開催を望みたい。(提言集作成者 山田智弘、加賀正雄、加藤優)

【第二分科会】

「事務所経営と
税理士業務への提言」

坂田 純一 (東京)

ユニークでしかも建設的提言

提言の内容が将来制度化される内容を少なくも持っているものであり、かつメインテーマである「税理士の社会的地位の向上のために」へ結びつくものを察してみました。私達は、従来の論議や規制等を無視する位の気持ちで、新しい方向性からユニークでしかも建設的な青税らしい提言を発表いたしました。本稿の当日のシンポジウム報告は、私達の提言が提言集に詳細に論文形式で掲載されていることから、紙面の都合上シンポジウム当日出席者の意見質問等を中心に紹介いたします。

一、事務所の法人化について
○提言集は、勤務税理士の立場での掘り下げがなされていない。
○法人化された場合 勤務税理士は、法人内でのような変化が生じるのか。——提案者から一例として、勤務税理士が社員(株式取得)になった例が紹介された。——
○法人化の前段階として、共同化

の促進をはかったらどうか。
○共同化は、力の弱い者どうしが集まり当初それなりにメリットがあるが、互々が力がつき特性がでてくるとむずかしい。
○法人化が制度化すれば支店も自由開設できメリットが大きい。(むすび) 法人化の問題は、個々にはいろいろ困難なむずかしい問題を含んでいるが、少なくとも現在の独立した個人事務所よりはメリットがあり、今後多角的に各地青税で検討することになった。
二、職業保険制度導入について
○非税理士との区別が、明確につき、納税者の安心感も得られる。
○納税者との信頼関係は、果して保険制度だけで獲得できる性格のものか。——保険があるといっても安易にミスを重ねれば、信頼関係は失われる(提案者)——
○現在まで税理士会が、保険制度を導入しなかった理由は、——税理士会では、導入の考えが無いようである(提案者)——
○代理権の補強的役割を果し、税

理士は責任のある判断を、強く打ち出せることができる。
○実現されるとすれば、どのような方法か。——協同組合で、保険会社とタイアップするようになると思われる(提案者)——

(むすび) 職業保険制度については、導入賛成論が多く「税理士会で行わなければ、全青税で保険会社と交渉せよ」との意見が出された程出席者は強い関心を示した。
三、税理士報酬制度について
○全体として報酬が、少し低くないか。——最低報酬という考えが強く作用したため、やや低くなった感はある(提案者)——
○顧問報酬については、どうしても地域的差があり、単体会互に地域的標準を基に決めたらどうか。
○記帳代行料を顧問報酬の中に含めた方が、納税者に理解してもらい易いのではないだろうか。
○標準報酬を決め、最低報酬迄の値下げをある程度認める方向は、
○期首資本の額だけで、顧問報酬を決めるのではなく、現行規定のように取引高の考え方を導入したらどうか。

(むすび) 最低報酬が標準報酬になる可能性はあるが、現行(最高)報酬規定について一八〇度発想の転換をした最低報酬の提言について



ては、賛成論が多数を占めた。
四、広告禁止について
○税務検定試験の後援については税理士会がぜひ行ってほしい。
○業務拡大(顧問先獲得)のために広告を行っても、ほとんど効果がないことを、新入会員に教える必要がある。
○政治的問題に対するコメントを税理士会が発表することは、時期尚早であり止めた方がよい。
○税理士会が、地域的に広告を数多く出すべきである。

(むすび) 個人の広告についてはその効果がほとんどなく、むしろ社会的にみてもマイナスの要素が多いという意見が多く出た。税理士会が、もっと積極的に宣伝活動を中広く行う必要があることを訴える会員が多かった。

五、兼業禁止について
○税理士会自身が、関与先に保険をすすめるよう指導している。
○関与先に適正な生命保険等をすすめることは、むしろ税理士の責務の一部であると思う。
○会計事務所は、一つの事業として考えるべきであり、多角的経営を行った方がよい。
○中小企業の代表者が死亡した場合、会社が危機に陥る例も多分にあり、保険は積極的にすすめるべきである。

(むすび) 兼業禁止は、現実には生活の問題との兼ね合いも多少あるが少なくとも税務顧問という優越的地位を利用して、関与先を利用するような「業」として行なう兼職はしない、ということ出席者の意見が一致した。
尚、兼業禁止とは異なるが、税理士は絶対連帯保証人になるべきでない、との提案者からの発表も行なわれた。

今後各地青税で検討を
私達の提言については、「横浜大会のシンポジウム」のためだけというところで終ることなく、今後各地青税で検討していただけることを願っております。

(提言集作成者)
石亀邦俊・坂田純一・粕谷幸男
湖東京至・板橋則雄・浅沼正三
西川 進・伊藤信幸・荻野弘康
木口勇三

【第三分科会】

税理士制度への提言

林 佳 弘 (大阪)

一、国民の信頼の必要性

税理士の社会的地位向上のためには税理士制度が国民の生活に密着し、国民に信頼されなければならない。

現在の小企業納税者の税務指導に見られるような税理士の税務官庁への補助機関化は早急に解決し自主性のある税務指導を行ってゆくのが国民の信頼を得る上で必要なことであろう。

国民は税理士に対し、税に関する一切の権利を擁護することを期待しているであろう。

国民の期待に応える法的基盤を現在の税理士は持たないのである。

二、国民の擁護のための現行法

①憲法による租税法主義と財産権の保障

②行政不服審査法、行政事件訴訟法による権利救済

③行政相談委員会による行政一般に対する苦情相談機関の設置

④税務行政に関する権利救済

国税通則法による異議申立、国税不服審判所に対する審査請求、

三、現行救済制度と税理士

①国民の財産権を擁護するための制度としての現在の不服審判所はその構成員等からして問題がある。

②税務行政における国民の救済の制度のなかで、税理士及び税理士会は税に関する法律家としてその機能を果たす機関を有しない。

③税務行政における国民の権利救済制度のなかで、税理士及び税理士会はその社会性を認識させる法的基盤を有しない。

四、税理士と自主権

税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護すべき使命を有し、その納税義務を適正に実現する立場から税務官庁とは常に對等の立場に置かなければならない

これに反し現行税理士法では税理士に対する懲戒権、税理士会への監督権は国税庁長官及び大蔵大臣にあり、納税者より税理士会はあたかも徴税機関の補助機関であるかの印象を受ける危険性をもっている。

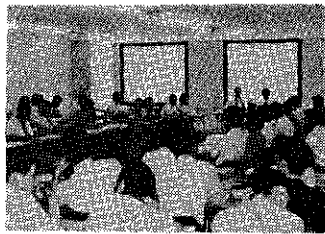
五、納税者の権利擁護と税理士

税理士は納税者の人権、財産権を擁護するため何らかの具体策を考えて行く必要がある。

種々の問題も含むものと思ふが、行政の民主化、租税の領域における納税者の財産権擁護のため左記のような機関を税理士会に設け税理士及び税理士会は国民のための制度として進んではどうか。今後の研究課題として提言する。

①目的 税理士会は、納税者の税務行政に関する苦情の解決の促進をはかるとともに税務行政の民主的な運営に寄与するため「税務行政苦情処理相談所」を設置する。

(2) 所在 税務行政苦情処理相談所 (以下相談所) は単位税理士会ごとに設置し、



真に納税者の権利擁護のために懲戒権、監督権を税理士が保持すべきである事を一般国民に訴えその支援をもとに自主権を獲得するべきである。

各支部に支所を設ける。

③相談委員 税理士会会長は税務行政運営の改善について理解と熱意を有する税理士会会員及び学識経験者に相談所の相談委員を委嘱する。

④職務 相談委員は税務行政に関する苦情の相談に応じて、申出人に必要な助言をし、税務行政機関にその苦情を通知することとする。相談委員は通知をした苦情に関するして税務行政機関の照会に応じ、税務行政機関における適切な処理を促し、税務行政機関の処理の結果を申出人に通知すること。

⑤職務 審議委員はその使命を自覚し、常に租税法主義の適正な実現と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

⑦依頼人 納税者及びその代理人たる税理士は、租税に関する法律に基づく処分に不服、疑義のあるときはいつでも審議会に審議を依頼することができる。

⑧税務官庁との折衝 税理士会会長は税務官庁に対し審議会の意見を十分尊重し租税法主義の適正な実現に努めるよう要請する。

(提言集作成者 林 佳弘 亀田誠二・西村公義)

③相談委員 税理士会会長は税務行政運営の改善について理解と熱意を有する税理士会会員及び学識経験者に相談所の相談委員を委嘱する。

④職務 相談委員は税務行政に関する苦情の相談に応じて、申出人に必要な助言をし、税務行政機関にその苦情を通知することとする。相談委員は通知をした苦情に関するして税務行政機関の照会に応じ、税務行政機関における適切な処理を促し、税務行政機関の処理の結果を申出人に通知すること。

⑤職務 審議委員はその使命を自覚し、常に租税法主義の適正な実現と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

⑦依頼人 納税者及びその代理人たる税理士は、租税に関する法律に基づく処分に不服、疑義のあるときはいつでも審議会に審議を依頼することができる。

⑧税務官庁との折衝 税理士会会長は税務官庁に対し審議会の意見を十分尊重し租税法主義の適正な実現に努めるよう要請する。

(提言集作成者 林 佳弘 亀田誠二・西村公義)

④審議会 審議会は審議会会長と審議委員で構成し、審議会会長は税理士会会長が就任する。

⑤職務 (1)租税に関する法律に基づく処分、審議会に依頼をされた事案の審議 (2)審議結果を依頼人に報告するとともに、税務官庁に通知する。 (3)不服申立に関する助言をする。 (4)税務訴訟に関する助言をする。 (5)事案審議報告書を作成し税理士会会員に報告する

⑥職務 審議委員はその使命を自覚し、常に租税法主義の適正な実現と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

⑦依頼人 納税者及びその代理人たる税理士は、租税に関する法律に基づく処分に不服、疑義のあるときはいつでも審議会に審議を依頼することができる。

⑧税務官庁との折衝 税理士会会長は税務官庁に対し審議会の意見を十分尊重し租税法主義の適正な実現に努めるよう要請する。

(提言集作成者 林 佳弘 亀田誠二・西村公義)

新部長 あいさし



全青税は

「税理士会の良心」

総務部長 坂田 純一

「横浜大会」で十周年を迎えた全青税は、「税理士会の良心」であるという良き伝統を生かしつつさらに活発で、新鮮で、創造的で誠実な活動を行っていくことが必要です。

そして、「良識ある在野精神」を精神的支柱とし、常に開業間近い多くの若い会員の声を基盤とした事業計画の立案や推進を基本的姿勢に、諸活動を行って行きたいと考えております。

総務部は、各地(各部)の活動情報を迅速に把握し、各部・委員会の活動を有機的に結合するよう「まとめ役」的役割を果したいと思っております。

従来から総務部の行ってきました、いわゆる事務的作業や各種連絡事務の他に、今年度は新しい企画として次のような活動を実施して行きたいと思っております。

- ①迅速な全青税活動を計るため、各地単位青税(各部)より、毎月「活動報告(予定)書」を翌日五日迄に提出していただく。
- ②全国の個人会員との絆をさらに深めるため、随時生の声(電話)で情報交換を行なう。
- ③会務活動を中心とした「全青税



会費の完全収納が活動の鍵

総務部長 佐藤 博司

前年度に引続き経理部長を担当いたすことになりましたが、大変ご協力を賜り有難うございました。

お蔭さまで収支とも予算内にて決算ができ全員各位に深く感謝しています。

だより」を年数回発行する。

④理事会・常務理事会における議事の効率化をはかるため、会議ごとに議案書の資料を作成する。

⑤在京部長等を中心とした「連絡会議」を毎月開催し、全青税の極めの細かい会務運営に努める。

懸案の税理士法改正は、いよいよ重大な時期に差しかかっております。法改正が、悲劇的な結果とならないよう強固な団結が必要であります。

今後共、会員諸兄の一層のご協力をお願いいたします。

さて本年度は議案書にも記載されているように前年度仙台、埼玉、千葉と単位青税が誕生いたしました。が全体として会員数が横ばいで会費収入が増えない一方、支出の面で郵便料金、事務局の家賃の値上げ等の経費の増加又事務局

設置借入の返済が始まり、全青税の最も重要な税理士法改正等の法政策、或は広報活動が現状では財政的に満足できない状態であり、現在の予算では目いっぱい状況であります。

本年度も経理部として会費の早期完全収納を各団体及び個人会員の各位にお願いし、限られた予算で最大の活動ができるよう各部各委員会に円滑に合理的に支出する



税理士の社会的地位

向上のため

理論的研究を深めたい

研究部長 堀 正美

全国青税連も、去る7月17日に目出度く10周年記念横浜大会を終えて、基礎固めから充実の時代への第一歩を踏み出す重大な年に、はからずとも浅学非才の私に研究部長の大役をおおせつかり、その責任の重さを痛感している次第でございます。

幸いにも副部長、部員に優秀な先輩諸氏を選任していただきましたので、各位の格別な御後援を得て研究部活動を推進してまいります。存でございます。

ようお願ひする次第です。又事務局設置借入返済も本年度より半額全員償還の方法と新規募集により洗替方式で、すこしでも早く返済できるよう考えております。

今度も、精一杯の努力をいたす所有でありますので、会員各位の一層のご協力をお願いいたします。

全国青税連研究部は、秋のシンポジウムそして代議員総会時の分科会又はシンポジウムと年二回意見発表の場を設けることが、ここ数年恒例化されてまいりました。テーマも懸案の税理士法改正問題を初め商法改正、小企業対策、付加価値税等々、税理士事務所経営問題から税理士制度、租税制度全般に亘り内容も会を重ねるたびに充実し、全国青税連会員二千有余名のための理論的研究にとどまらず、研究の成果については、日税

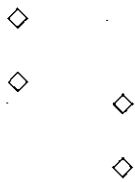
連をはじめ関係諸団体からも注目を集める様になりました。

これも一重に過去十年間諸先輩並びに各単位青税連の研究努力の賜であるの後輩の一人として感謝の念に絶えません。

取り分け十周年記念大会シンポジウムでの「租税制度への提言」、「事務所経営と税理士業務への提言」、「税理士制度への提言」は、内なる研究から、外への研究と「行動する全青税」への布石とも言えます。

研究部は、11年目をこの布石の初手として単位青税連並びに全青税会員に、シンポジウム及び分科会を理論集結の場とし、その成果を全青税連として内外に意見発表出来ればと指向する所存でございます。

つきましては、会員諸兄並びに単位青税連におかれまして、平素研究検討されています諸問題につきまして、格好の事案がございましたら研究部迄、御意見、御提案を切に希望します。



鹿児島大会を

成功させよう

厚生部長 肥田 実

厚生部活動の目的の一つである会員相互の親睦と福利をはかる為の行事は、距離的、時間的制約等により、その開催は容易な事ではありません。

しかしながら、各単位会に於ては、研究会、親睦行事等を開催され、会の発展強化に努めておられる事はご同慶の至りです。

現厚生部としては、来年の鹿児島での定時総会後の親睦会及び観光ツアーが最大の行事になるのではないかと思われまます。

この様な数少ない機会に、一人でも多くの参加を頂き、鹿児島大会が成功裡に挙行される様祈念して、郷土鹿児島を少々ご案内しお誘いと致します。

県都鹿児島市は錦江湾と世界屈指の活火山桜島の雄姿を目前に、市内には、西郷隆盛等明治の偉人先覚者の誕生地、西南戦争の古戦場城山、曲水の庭等、豪華な礎庭園、更に錦江湾と鹿児島市の一大パノラマの展望が素晴らしい湯ノ平

展望台等があり、市内より一〜二時間の圏内には、コバルトブルーの空と海が美しく、天然砂むし風呂等で有名な指宿、開聞岳、長崎鼻、九州最大の淡水湖の「池田湖」山懐に温泉郷を擁する霧島国立公園等があり、少し足を伸ばすと、北緯三十一度線が走る九州最南端佐多岬等の観光地があります。

その他、産物には、薩摩のカステラと呼ばれあるいは殿様菓子な



全国各地に

単位青税を!

組織部長 立石 澄雄

私達の全国青税連は、創立以来十年を経過し、今や会員数も二千百余名、単位青税の数も十一を数えるまでに成長いたしました。

これは、日税連単位税理士会十四会に対し、沖繩を除く、十三単位会には先づ、何としても、単位青税を設置し、全青税の核的活動

と呼ばれる、優雅な「カルカソン」、薩摩の生一本「焼酒」、札幌ラーメンと双壁の「ラーメン」、「豚骨料理」「キビナゴ料理」「つけ揚げ」等の郷土料理、そして「薩摩焼」等々枚挙に暇がない程恵まれております。

英気を養い親睦を深めるには最適な地であると思えます。鹿児島大会が燃える桜島の如く青税の意気を現し、同時に人生を豊かにそして想い出の一コマを飾ることが出来ます様、今から準備に取り掛りたいと思えます。何分ご協力をお願い致します。

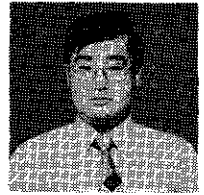
を展開することこそ、日税連民主化へ大きく近づく要素であるとの決意をもって、組織拡大に努めて下さった、先輩諸兄の努力の賜物と深く感謝するものであります。

この後を受けて、我々青年税理士が、強力なスクラムを組み、税理士制度発展に立ち向かうため、個々の力より、組織の力、の必要性を訴えて、残された単位税理士会(四国、九州北部会)の地域に重点を置いて、単位青税組織の結成を、強く呼びかけてまいりたいと思えます。

個人会員の増強につきましても、全青税の組織力の良さを、特にPRに努めて、既会員からも一人でも多くの未入会員の御勧誘がいただける様に、努力してまいります所存ですので、何卒よろしく、御指導、御鞭撻の程御願ひ申し上げます。

新部長 あいさつ





税理士法の改正は

「基本要綱」堅持で!

法対部長 伊藤 信幸

先日の日税連の総会において、東京税理士会以外の各単位税理士会の推薦により山本義雄氏が日税連の会長に就任した事は皆様すでに御存知の事と思います。これにより現山本日税連執行部は今までの会務運営にかなりの自信を深めたことは明らかである。

特に税理士法改正問題については法対策部としては、この秋から積極的に動くと思われる、日税連の法改正運動の状況について常に注目していきたいと思えます。又日税連との法改正問題についての懇談会を数多くもうける為の申し入れをすすめ、「基本要綱」に基づく税理士法改正実現の為、努力していきたいと思っています。又資料の面で現行法、昭和三十九年改正案、「基本要綱」等の比較表の作成、及び「基本要綱」成立までの税理士法改正の歴史等、資料の



整備を現在進めている。次に商法の二次改正問題については、法務省より今後つぎつぎと改正試案が提出されると思われるので、そのつど日税連に対して中小企業者の権利を擁護する立場から意見書を

付加価値税導入の布石として、大規模売上税、大規模取引税、製造者消費税等の新税の導入が考えられているようであるが、何れにしても最終消費者が税の負担者となるという点では、これら新税は、付加価値税と殆んど変わらない一般消費税であると位置づけられると思われる。

一般消費税の導入に

積極的対処を!

付加価値税 対策委員長 江成 健一

提出していく方針である。その他中小企業問題、税理士解任濫用阻止対策問題、付加価値税問題等、重要課題が山積されているが、それぞれ委員会、特別委員会をもうけ対処していく方針です。

何分始めての大役をおおせつかり不馴れはございますが皆様方の御理解と御協力によりこの重大な時局をのり切る為、一所懸命頑張りますので何卒よろしくお願い致します。

当委員会は、これら新税について充分なる内容の検討及び、租税制度、税理士制度、財政制度への影響の検討をも併せ行ない、同時に再度、税制調査会への積極的働きかけを行ないたい。

以上の研究成果については十二月までには、パンフレットを発行しP.R資料としてゆきたい。

組織だより

千葉青年税理士連盟

結成さる

昭和52年5月14日(土)船橋市のホテル三田浜楽園に於いて念願の千葉青年税理士連盟の設立総会が開催された。

当日、全国青税から湖東会長、石亀総務部長、近隣の東京青税岩本会長、神奈川青年税理士クラブ稲垣代表幹事等多数が激励にかけつけた。

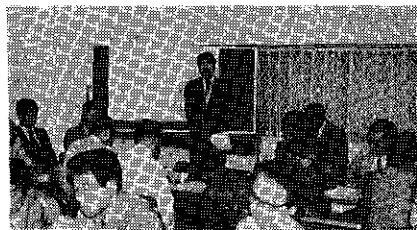
会計監事 二名
全議事を満場一致で可決した後懇親会に移り、出席者全員ながらに千葉青税結成を祝った。

総会に先立ち毎日新聞社論説委員の西和夫氏の「今後の日本経済のゆくえ」と題して記念講演が行なわれた。出席者全員身近に日本経済の停滞化を感じている折から、熱心にメモを取る風景が見られ、講演終了後の質疑応答も活発に行なわれた。

千葉の場合は、単位税理士会が二単位会に亘っているため、両単位会の意志のそ通に欠ける面が多々見られるが、今回の千葉青税の結成により、東支部、千葉支部の両会会員が一つに結ばれたことは、今後の両単位会の動きに一石を投じたことと思う。

その後、議長に牧野良三君を選出し、議事に入った。結成に至る経過説明、規約の決定等議事がスムーズに進行し、役員選出の結果次の諸君が選ばれた。

- 会 長 菊地 孝君
- 副会長 伊藤信幸君
- 副会長 石井幸夫君
- 幹 事 若干名



その灯が一つ又一つここに新しく輝き始めた。千葉青税の灯が益々燃えさからんことを祈ります。

新部長 あいさつ

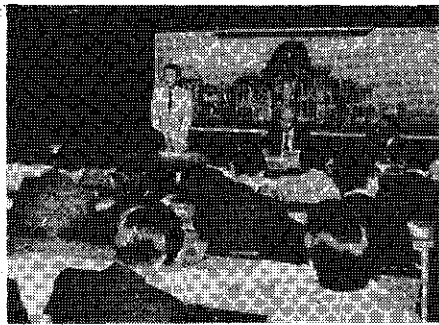
「税理士法改正基本要綱」と取組む

広島青年税理士クラブ

「組織拡大をはかり盛大な十周年を迎えよう！」をスローガンで、西日本方面に対する組織拡大状況をお知らせします。

一月二十三日全青税から中屋副会長、池田組織部長、吉田副部長の三名で、広島青税クラブ代表幹事の河原徳也氏と沖エミ子さんを訪問し、現地の青税税動の状況についてたずねる。

広島市は中国路第一の都市とあって青税クラブも約十年前に結成されており、会員も約八十名程で毎年三回程の総会（この総会は一



般に単位青税における例会を含めたものと思われる。）を開き、

主として親睦と研鑽のみを行っており制度問題については避けてきたきらいがあったが、若い会員の間には業界を取りまく制度上の問題との係り合いについて関心が高まりつつあることから、河原氏以下執行部は広島市の青税に一石を投ずる意味で二月総会で初めて「税理士法改正基本要綱」の勉強会を

税政連と共催で行うとのこと、さっそくその総会の席へ全国青税連からもお伺いすることに決定する

二月五日、広島平和公園前のホテル「あいおい」へ全国青税連から湖東会長以下中屋、池田、吉田（広島担当組織副部長）の四名が総会に出席、湖東会長からは全国青税連の活動状況と「青年税理士の未来の為に税理士制度問題は全国青年の英知と声を集約する行動が必要」とのあいさつとお願いのあと、税理士法改正基本要綱についてのシンポジウムを開催、

発表者は主に青税会員と全国青税連から中屋副会長が加わり展開され

最後に井上広島税政連会長（広島青税特別会員）から、是非「基本要綱」に沿った改正の実現への力強い決意表明で五十余名の会員に深い感銘を与え幕を閉じた。

次期代表幹事は山崎途夫氏に決

去る六月二十日岡山の個人会員平松清志氏（組織部理事）を世話人として岡山県青年税理士クラブ発起人会を開き中屋副会長、池田組織部長が出席し、当地の事情を聞くと共に全国青税連や各地の青税活動を紹介、当日岡山県各地から十四名が出席し満場一致で結成を誓いあい、さっそく創立への準備と再度県下一円青年層への呼び掛けを行い、七月十一日岡山ターミナルホテルにて華々しく創立総会を開くというスピード結成。この総会には岡山県支部会からも多くの期待が寄せられ、中国会石井会長はあいにく他と重なり出席出来なかったが北山基岡山西部会長、平井照郎岡山東部会長が来賓として出席「税理士法改正においても今後租税制度の改善においても青年が堂々と税理士としてし主

山陽道に青税組織誕生

岡山県青年税理士クラブ創立総会

去る六月二十日岡山の個人会員平松清志氏（組織部理事）を世話人として岡山県青年税理士クラブ発起人会を開き中屋副会長、池田組織部長が出席し、当地の事情を聞くと共に全国青税連や各地の青税活動を紹介、当日岡山県各地から十四名が出席し満場一致で結成を誓いあい、さっそく創立への準備と再度県下一円青年層への呼び掛けを行い、七月十一日岡山ターミナルホテルにて華々しく創立総会を開くというスピード結成。この総会には岡山県支部会からも多くの期待が寄せられ、中国会石井会長はあいにく他と重なり出席出来なかったが北山基岡山西部会長、平井照郎岡山東部会長が来賓として出席「税理士法改正においても今後租税制度の改善においても青年が堂々と税理士としてし主

まり、今後も制度問題と青税活動の意義について関心を深め乍ら全国の青年税理士との交流をはかりたいとの意を受け、今後引続いて全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなった。

張しなれば業界は良くなるならぬ」との激励の言葉があり、当日代表幹事に選ばれた田尾浩兵氏は「私達は今日まで大変孤独で業界の中でも常に疎外感を味わって参りました。しかしこれからはこの



二十数名の青年税理士がガッツリと腕組んで業務に業界発展の為に邁進したい。加えて全国青税連を通じて全国に友があり、これをバックに又情報源として支部や部会活動にも青税の意見を述べて行きたい。」との抱負を述べられており、事実今回集った方々の大部分が初対面の者ばかりであり、いかに全国的な青税活動の重要性が痛感させられる。当日全国青税連からは湖東会長、小西法対部長、池田組織部長（以上は改選前の役職名）の三名が出席。

組織部 池田稀信



原稿募集

機関紙「全国青税連」を会員の皆さま方の力で作りあげて行くために全国の会員からの原稿をお待ちしております。論文、随筆、雑感、地域的な活動状況報告等なんでも結構です是非広報部に宛て原稿をお寄せ下さい。

広報部一同

税理士法改正に関する「基本要綱」

(3)

昭和四十七年六月 日本税理士連合会

第六 税理士の登録制度

一、税理士の登録

(登録即入会)

税理士となるには、入会しようとする税理士会を経て、日本税理士会連合会に登録の請求をし、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録されなければならない。

(理由) 税理士の資格を付与されるには、税理士名簿に登録されることを要件とし、登録を受けるには税理士会に入会することを要件としなければならない。ところで、税理士の登録事務は、日本税理士連合会が、国の行なうべき行政事務の一部を移譲されてこれを代行している。税理士団体の自主性と税理士に対する監督権保持の見地からは、この制度を維持することが適当であるが、登録即入会の

原則を明らかにするため、上記のとおり改める必要がある。

二、登録すべき事項

氏名、生年月日、事務所の所在のほか、事務所の名称を登録事項に加える。このほかの登録事項、登録申請書の様式、その他の登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定める。

(理由) 登録即入会を要件とするため、事務所の名称も登録事項とするのが適当である。事務所の名称統一については、第7の7(事務所設置の義務)を参照。なお、税理士団体の自主性保持のため、登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定めることとすべきである。

三、登録調査の権限

資格審査会は、審査に関し必

要があるときは、当事者、関係人および官公署その他に対して、説明、陳述または資料の提出を求めることができることとする。

(理由) 現行税理士法では、登録調査についての権限が明示されていないため、登録調査を円滑に行ない、その目的を十分に果すうえに支障をきたしている。したがって、日本税理士会連合会は、国の行政権の一部としての登録事務を代行するとともに、これにもなう資格審査のための調査の権限をも保有することを明文化して、登録事務の円滑化をはかる必要がある。

四、登録拒否事由

(1) 第24条第7号をつぎのとおり改める。

「税理士の信用又は品位を著るしく害する虞れがあり、その他税理士の使命に照らし税理士

としての適格性を欠く者。」

(理由) 税理士の職責を使命と改めたことと、恣意による判断を慎重ならしめるための変更である。

(2) 第24条第1号につきのものに加える。

不動産鑑定士、不動産鑑定士補、社会保険労務士

(理由) その後の職業立法により、あらたに資格制度が設けられているので実情にあわせる必要がある。

(3) 登録拒否事由につきの2項目を加える。

(4) 現行税理士法第52条(税理士業務の制限)および第53条第1項(名称の使用制限)に違反し、その行為があった日から二年を経過しない者。

(5) 官公署において、国税または地方税に関する事務に従事していた者が、在職中に、自己または他人のために税理士業務の受託の約束をし、または周旋をし、もしくは申出、または他人をしてこれらの行為をさせた場合において、離職の日から2年を経過

しない者。

(理由) (4) 実質的には税理士法第52条および第53条第1項に違反したにもかかわらず、起訴猶予等により処罰の対象とならなかった者の登録を制限するためである。

(5) 現職の税務職員が、税理士開業の準備のため、関与先獲得の運動を行なうことを防止するためである。

五、登録の取消

第25条第1項の「登録を受ける資格に関する重要事項」を明確にすべきである。

(理由) 登録申請書に記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をして登録を受けた者が、のちにその事実が判明したときに、当該登録を取り消すことができないための根拠となるべき重要事項が不明確であるので、具体的に明示すべきである。

六、登録拒否等に対する救済

(1) 登録を拒否された者および登録を取消された者が、不服申立をした場合の決定権は、日本

税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとする。

(2) 不服審査会が決定を行なう場合は、事前に必ず、登録を拒否された者および登録を取消された者に意見を述べべる機会を与えなければならぬ。

(3) 日会税理士会連合会が、不定期審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起することができる。

(理由) 現行税理士法第24条の2は、審査裁決権を国税庁長官が保有することとしているが、税理士団体の自主性を尊重する見地から、登録拒否等に対する不服申立てについての決家権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとし、なおこの決定に不服のある者は、行政事件訴訟法にもとづき、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起して救済を求める途をひらいておくことが適当である。

(次号に続く)

十周年記念誌 完成!

全国青税連

十年のあゆみ

——若き情熱と研鑽の記録——

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考にしていただきたい。

- 申込先 全国青年税理士連盟
- 又は各単位青税にお申込下さい。
- 定 価 二、〇〇〇円

全国青税発第 0 0.7号

昭和 52年 7月 28日

日本税理士連合会
会長 山本 義雄 殿

全国青年税理士連盟
会長 小林 繁 夫

税理士法改正に関する懇談会開催のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本連盟にご理解をいただき、先般の本連盟「10年のあゆみ」発行に際しましては、丁寧なご挨拶をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、表記の件につき是非とも実現いただきたく願っています。

私どもが昨年10月21日に懇談をいただきましたのは、「自主権については要望している。使命の問題は残している。権利義務の問題がまだ途中まで。試験制度の問題は、もう一度話合う。・・・もう2～3カ月で終る。」という段階があり、それから既に9カ月を経過しております。

その後、「税理士界」(日税連機関紙)の報道等によれば、日税連側から、政府に対し、意見表明に関する5段階表明の要望がなされ、さらには、種々の重要会談の結果、「懸案の税理士法改正は、俄かにゴールが見えてきた感じとなった。」と報じられ、また「・・・今日、法改正実現の見通しを得るに至りましたが・・・」等々と報じられたうえで、業界が一致団結しなければならない最も重要なときであると強く述べておられます。

もとより、業界内の結束の重要性については、言うまでもありませんが、これら法改正の具体的な内容となり

ますと、政府側からも指摘されたように、会員は情報不足のため、理解を得るに至っていないのが実情であります。現に、本連盟におきましても、各地の会員から「税理士法改正に関する基本要綱」との関連において、多くの疑問や不安を訴えてきております。

ご多忙中とは存じますが、特別にご準備いただくには及びませんので、是非来る8月末日位迄に開催下さるようお願いいたします。

なお、先般昭和51年12月20日付にて、山本会長宛に「公認会計士政治連盟・第一税理士協議会の日税連要望書批判」に関する意見表明を強く要望いたしました件につき、本連盟として、別添の通り反論をまとめ発表しましたので、ご参考までに添付いたします。報道によれば第一税理士協議会は、その後も「東京第一税理士会」設立を決めるなど、山本会長殿の業界結束の訴えにも拘らず、税理士会の分裂を目指しているなど全く遺憾です。

懇談会には、本連盟としては、去る7月17日開催の横浜大会において選任された執行部数名が出席の予定であります。

本連盟「10年のあゆみ」を添え、一層のご健勝をお祈り申し上げます。

全 国 青 年 税 理 士 連 盟 規 約

- 第1条 本会は全国青年税理士連盟と称とする。
- 第2条 本会の目的は、下記の通りとする。
- 一 税理士制度の発展強化
 - 一 会員相互の研修及び親睦
 - 一 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第3条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。
- 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第4条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷5-20-11シルバークビルにおく。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 一 会 長 一 名
 - 一 副会長 若 干 名
 - 一 理 事 100名以内
- 第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。
- 第7条 本会に会計監事5名以内を置く。会計監事は会計を監査し、代議員総会に報告する。
- 第8条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
- 但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。
- 理事会は役員をもつて構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもつて構成する。
- 2 定時代議動総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必西ありと認めるとき又は代議員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第10条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
- 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第11条 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。
- 第12条 会議はすべて出席者の過半数をもつて決する。委任状はこれを認めない。
- 第13条 本会が必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。
- 第14条 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日までとする。
- 第15条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。
- 第16条 前条の会費は、1名につき年額3,000円とする。但し中途入会者は月額250円として入会の月より徴収する。
- 本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

代議員選任規程

- 第1条 (選任の対象)
- 本会の代議員は会員の中から選任する。但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。
- 第2条 (選任の方法及びその数)
- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数3名と更に会員数15名につき1名とする。
- 但し個人加入会員については10名につき1名とする。
- 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定時代議員総会終了の日から1ヶ月以内に選任するものとする。
- 第3条 (任期)
- 代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。
- 但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残存期間とする。
- 第4条 (補充)
- 代議員の欠員については、3ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

役員選任規程

- 第1条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。
- 第2条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員10名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。
- 2 一の役員候補者となった者は同時に他の役員候補者となることができない。
- 第3条 会計監事の選出方法は本規程を準用する。但し、役員は会計監事になることができない。

慶弔規程

- | | | |
|-----------|-------|-------------|
| 第1条 死 亡 | 会 員 | 10,000円及び花輪 |
| | 配 偶 者 | 5,000円 |
| 第2条 火 災 | 全 焼 | 5,000円 |
| 第3条 病 氣 | 1ヵ月超 | 5,000円 |
| 第4条 風 水 害 | | 5,000円以内 |

(実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。
- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。
- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。
- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。